



- 前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。
- 荷送人が第三者から委託を受けた運送の一部又は当社が行う場合において、荷送人が第1項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から3カ月を経過する日まで延長されたものとみなします。

**(荷送人の賠償責任)**

**第36条** 荷送人の故意若しくは過失により、又はこの約款及びこれに基づいて定められる規程を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、荷送人からその損害相当額の賠償金を申し受けます。

### 第3章 付帯業務

**(付帯業務)**

**第37条** 当社は、第1条の利用運送事業に付帯して次の業務を行います。

- 運送保険の付保
  - 品代金の取立
  - 荷掛金の立替
  - 荷造、仕分及び保管
  - その他通常第1条の利用運送事業に付帯する業務
- 2 当社は、前項各号の付帯業務を行う場合は、届出をした料金及び実費を取受します。

**(品代金取立)**

**第38条** 品代金取立の追付又は取立代金の変更は、当該貨物の発送前に限り、これに応じます。

- 2 当社は、品代金取立の取扱いをした貨物に対し、荷送人が当該貨物の発送後代金取立の委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人の責に帰すべき事由により、代金の取立が不能となった場合には、品代金取立料の払い戻しをいたしません。

**(付保)**

**第39条** 当社は、引き受けた貨物を運送保険に付することについて、荷送人が承諾したときは、当該荷送人の費用をもってこれを行います。